

令和5年度愛知県新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金交付要綱

(通 則)

第1 令和5年度愛知県新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金(以下「補助金」という。)は、地方衛生研究所等における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備するため、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2 この補助金は、厚生労働省が定めた令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱(令和5年4月5日付け厚生労働省発医政0405第2号・厚生労働省発健0405第1号・厚生労働省発薬生0405第56号厚生労働事務次官通知)に基づく令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱(令和5年4月5日付け医政発0405第3号・健発0405第1号・薬生発0405第1号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)3(5)に定められた「感染症検査機関等設備整備事業」(以下「補助事業」という。)を対象とする。

2 補助対象者

政令市(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条の政令で定める市をいう。)及び新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関(ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)第15条に基づき県、政令市及び中核市と行政検査の委託契約を締結している医療機関、県ととりまとめ機関(医師会等)の間における感染症法第15条に基づく行政検査の集合契約締結に関する権限を委任した医療機関及び、当該医療機関から検体の検査依頼を受け、行政検査を実施する検査機関に限る。)

3 補助対象期間

令和5年4月1日から令和5年5月7日まで

4 補助対象設備

- (1) 次世代シーケンサー
- (2) リアルタイムPCR装置(全自動PCR検査装置を含む)
- (3) 等温遺伝子増幅装置
- (4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置

(交付額の算定方法)

第3 補助基準額及び補助対象経費は、別表のとおりとし、補助基準額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額を交付額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第4 規則第3条の規定により、申請書及び添付書類の様式は、様式1のとおりとする。

2 前項の規定による申請書は、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(交付の決定等)

第5 知事は、第5による申請があったときは、証拠書類のほか、必要に応じて申請者に対して追加資料の提出を求め、その内容の審査を行う。

2 知事は、前項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

ただし、交付の決定及びその通知は補助金を交付すべきものと認めた医療機関等が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を医療機関等からの第6に基づく実績報告書及び請求書とみなす。

(実績報告)

第6 規則第13条に定める実績報告は、様式1の申請をもってこれに代えるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第7 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式2により速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(電子情報処理組織による申請)

第8 第4、第6及び第7の規定による手続は、それぞれに規定する書面の提出に代えて県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と手続をする者の使用に係る入出力装置として知事が告示して指定するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われる手続は、様式1及び様式2に記載すべきこととされている事項並びにそれぞれの条項で定めている事項を、明らかにしなければならない。

3 第1項の規定により行われた手続は、知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録された時に知事に手続されたものとみなす。

(取得財産の処分制限)

第9 規則第20条のただし書きに規定する知事が定める期間は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令225号）」第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

- 2 規則第 20 条第 1 項第 2 号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 30 万円以上のものとする。
- 3 補助事業者が規則第 20 条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがある。

(関係書類の整備)

第 10 補助事業者は、規則第 10 条第 1 項に定める関係書類、帳簿を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後、5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は政令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(契約の締結)

第 11 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱に準拠しなければならない。

(検査等)

第 12 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(その他)

第 13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は知事が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 2 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>(1) 次世代シーケンサー及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p> <p>(2) リアルタイムPCR装置（全自動PCR検査装置を含む）及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p> <p>(3) 等温遺伝子増幅装置及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p> <p>(4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p>	<p>・備品購入費</p> <p>・使用料及び賃借料</p> <p>・補助及び交付金</p>	<p>10 / 10</p>